

職人の元気は 建設国保で守る

建設労働者・建築職人がつくった健康保険

健診補助や保養施設利用補助など各種保健事業も利用可能

7支所共済で入院時の自己負担割合分を給付（東建国保償還払いと合わせて入院時実質本人無料）

産前産後の対象者 保険料を軽減

出産一時金や葬祭費などの現金給付の内容も充実

東京ディズニーリゾート®の利用補助も



今すぐ加入を

☎ 03-3462-5331 建設ユニオン

2024年度版

<https://kensetu-union.jp/> E-mail : honbu@kensetu-union.jp



入院したときの補償

45歳未満組合員の場合

入院時の国保の傷病手当金+組合共済傷病見舞金を合わせて

1日13,000円以上



東建国保の主な給付内容

名目	内容	請求時に必要な書類
傷病手当金 (組合員本人のみ)	病院入院期間1日5,000円×最高120日間 (加入後6ヶ月経過した組合員が病気で入院し、収入がない時)	組合にある所定の用紙に医師の証明をもらい、組合に提出します(印鑑持参)。用紙は請求すれば郵送もします。
出産手当金 (組合員本人のみ)	1日5,000円×産前42日、産後56日まで (加入後1年経過した組合員が出産し、収入がない時)	
出産育児一時金 (本人・家族とも)	一児につき500,000円	①印鑑と保険証 ②新生児が記載された住民票など
葬祭費	本人・家族は80,000円	①印鑑と保険証 ②所定の用紙(葬祭費申請書)に医師の証明、または死亡診断書(写しでも可)、または住民票除票 ③葬儀の領収書など
償還払い制度	組合員本人 入院時・通院時は月単位1レセプト17,500円を超えた分を償還します。	後日国保組合から通知が行きます。尚、同意書提出済みの方は、後日、ゆうちょ銀行口座への振り込みになります。

※1レセプト(診療報酬明細書)…医療機関ごとに別々。同一医療機関でも入院、外来、歯科も別々。患者ごとに毎月1日から月末までが一月単位。

組回国保加入条件と加入手続き

- 組回国保に加入する条件は？
建設産業に従事している労働者、職人、事業主であれば、加入できます。
- 組回国保に加入する手続は？
 - ①家族全員の名前が記載された住民票(省略住民票ではなく、世帯主・続柄等が記載されたもの)1通と印鑑。また、25歳以上の成人男性の家族で障害者手帳を持っている場合は、障害者手帳の写しが必要です。
 - ②職種確認のため、事業主・一人親方(「職業」欄にある所得税の確定申告書一式の控(1表・2表と内訳書等)、労災保険加入証明書等)、従業員(法人…健保適用除外承認証、個人…源泉徴収票、確定申告書(給与所得)の控(1表・2表)と雇用証明書)、建設従事者(外注)…(確定申告書(給与所得)の控(1表・2表)、外注証明書)
 - ③同意書(振込先ゆうちょ銀行口座届兼同意書)。
※マイナンバーの記載と本人確認が必要となるため、加入する家族全員のマイナンバーが分かるもの(通知カード、個人番号カードのいずれか)と申請者の身元確認書類(運転免許証など)をご用意ください。
- しめきりと保険証の発行
毎月20日しめきりで、翌月1日(保険証が発行される日)から資格が発効します。

東建国保の補助制度

〈組合の集団健診〉

健診内容により最高11,000円を補助。

〈人間ドック〉

東建国保の指定医療機関で自己負担15,000円で受診できます。

〈保養施設利用補助〉

東建国保が契約している保養施設(契約旅館)を組合員・家族が利用される場合、被保険者1人につき3,000円が補助されます。詳しくは支部事務所窓口まで。

〈インフルエンザ予防接種補助〉

被保険者(接種時に65歳未満)1人につき、2,000円を上限に年度中1回補助。

〈東京ディズニーリゾート®利用補助〉

東建国保の被保険者がディズニーランド・ディズニーシーを利用する際、1,500円の利用券があります。

〈出産育児一時金直接払い制度〉

医療機関の同意を事前に受けた上で、出産育児一時金を直接病院に支払う制度があります。

東建国保の保険料

年齢	健康保険料(月額)				介護保険料
	法人事業主	個人事業主	一人親方	従業員・建設従事者(外注)	
15~24歳	25,200円	21,800円	14,000円	14,000円	—
25~29歳	28,700円	25,300円	17,500円	17,500円	—
30~34歳	31,400円	28,000円	23,900円	20,200円	—
35~44歳	32,700円	29,300円	25,200円	21,500円	3,800円
45~54歳	32,800円	29,400円	25,300円	21,600円	3,800円
55~64歳	33,200円	29,800円	25,700円	22,000円	3,800円
65~74歳	33,200円	29,800円	25,700円	22,000円	—

※家族分
家族(乳幼児・成人男性以外)一人につき6,300円
乳幼児(小学校就学前まで)一人につき1,400円
成人男性(25歳から60歳未満、学生・障がい者を除く)一人につき14,800円
※「成人男性」、「家族」、「乳幼児」の順で一世帯5人まで徴収
※都外居住者の加入は1人1,300円加算。
※介護保険料の徴収は本人・家族共40歳から64歳まで。
※後期高齢者支援金として、組合員・成人男性家族4,300円、家族(成人男性、乳幼児を除く)3,100円、乳幼児400円が月額保険料に含まれています。しかし、家族人数が5人を超えた場合(乳幼児は除く)は、後期高齢者支援金が別途に徴収となります。

※就労別により法人事業主11,800円、個人事業主8,400円、一人親方4,300円(30歳未満600円)、従業員・建設従事者(外注)600円の加算を含む。

※産前産後期間の健康保険料軽減措置(2024年1月分保険料へ)

届出により、出産する被保険者または出産した被保険者の出産予定月(出産月)の前月から出産予定月(出産月)の翌々月までの4ヶ月分の保険料が軽減され、後日還付されます。(多胎妊娠の場合は、出産予定月(出産月)の前3ヶ月から6ヶ月分の保険料)